

徳島県情報公開審査会答申第129号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年2月20日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇〇（社団法人）の監査内容及び指導内容について。平成23年度」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年3月5日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、平成23年度に実施した社団法人〇〇〇〇〇に係る「特例民法法人検査報告書」、「特例民法法人検査表」及び「特例民法法人検査結果通知書」（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とする、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年4月25日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年5月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、公文書部分公開決定処分を取り消す、との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 条例第8条第2号に該当するため、特例民法法人検査報告書及び検査表を公開しないのは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためとなっているが、当法人は、徳島県においても全国においても唯一社の公益法人である。

税金その他が免除されており、対等の条件での競争相手がいないといってもよいにも関わらず、法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというのはおかしい。

(2) 特に改善を要する事項なしとなっているが、公益法人の子会社株保有に関する記述もなく、これは正当なのか疑惑が残る。

(3) ○○○○○は、たくさんの子会社を持ち、株も保有していたが、移転登記がなされて他の会社に移譲したと、実施機関より口頭で教えてもらった。だから、今回の一般社団法人に移行できる条件を満たしたと聞いた。

しかし、それまでの十数年間に渡り、県の指導勧告を無視してきた、その上現在も全ての子会社の社長は、○○○○○の出身者で固められている。形式だけの移譲としか思えない。

(4) これを明らかにするには情報公開をしてもらうしかないのではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分理由については次のとおりである。

1 ○○○○○について

社団法人○○○○○（以下「本件法人」という。）は、昭和19年5月15日に設立され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）の施行日である平成20年12月1日から、本件法人が一般社団法人に移行した日の前日である平成24年3月31日までは、同法第40条及び第42条の規定により、特例社団法人とされていた。

2 特例民法法人に対する立入検査について

特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例民法法人」という。）の業務の監督は、整備法第95条の規定により、なお従前の例によることとされており、実施機関は、主務官庁として所管する特例民法法人を監督している。

立入検査は、主務官庁による監督の手段として、整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第67条第3項及び平成20年11月26日徳

島県教育委員会規則第16号による廃止前の徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和61年徳島県教育委員会規則第7号）第9条の規定に基づき、特例民法法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のため実施するものである。

3 本件対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書について、異議申立人に電話連絡により請求内容を確認した上で、平成23年度に実施した本件法人への立入検査に係る特例民法法人検査報告書（以下「報告書」という。）、特例民法法人検査表（以下「検査表」という。）及び特例民法法人検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）と特定した。

4 本件対象公文書ごとの条例第8条第1号及び第2号の該当性

(1) 検査表

検査表は、特例民法法人に対する検査の実施に際し、検査事項・項目・細目ごとの評価を記載するものである。

検査表の評価欄には主務官庁による検査事項・項目・細目ごとの評価を記載しており、その内容は検査を受けた法人も知り得ない情報である。このような情報が公になると、主務官庁が法人の監督のため行った業務の運営状況、財産の管理状況等に対する評価が本件法人に対する誤解や憶測を招くおそれがあり、本件法人の社会的評価に影響を与え、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第8条第2号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

(2) 報告書

報告書は、検査終了後に検査員が所管課長に対し、検査表を添えて報告するため、検査日時、検査場所、検査員の職氏名、検査の立会人、検査法人の事業概要及び実施事業並びに特記事項を記載するものである。

報告書の検査法人の項中立会人の欄には、立入検査に立会した特例民法法人の職員の名を記載している。

このうち、理事の氏名は条例第8条第1号イに規定する「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、同条同号ただし書に該当するが、それ以外の氏名その他の記述等により特定の個人を識別できる情報については、同条同号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

また、特記事項欄には検査員が所管課長に特例民法法人の立入検査の実施報告をする際の特記事項を記載している。

これらの情報は、監督業務の必要上、法人が主務官庁に開示したものであり、当該法人においては公にすることを予定していないものである。

このような情報を特例民法法人の意思にかかわらず公にすることは、当該法人

が有する、自己に関する情報の開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を不当に侵害し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第8条第2号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

(3) 結果通知書

結果通知書は、特例民法法人に対して検査の結果を通知するため、検査日時、検査場所、検査員の職氏名、検査の立会人、検査結果及び特に改善を要する事項を記載している。

結果通知書中4検査の立会人の項には、立入検査に立会した特例民法法人の職員の氏名を記載している。

このうち、理事の氏名は条例第8条第1号イに規定する「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、同条同号ただし書に該当するが、それ以外の氏名その他の記述等により特定の個人を識別できる情報については、同条同号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

5 補足事項

(1) 本件処分に係る非公開情報における条例第8条第4号の該当性について

特例民法法人に対する立入検査は、主務官庁が職権によりいつでも行えるものであるが、捜査機関による捜索及び差押えのような直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、検査の実施に当たっては、主務官庁と法人との間の信頼・協力関係のもと、資料の提出や事情聴取等について、法人の積極的な協力が不可欠である。

仮に、検査結果の詳細を公開すれば、主務官庁と法人との信頼関係が損なわれ、法人が検査に対して非協力的、消極的な態度を取るようになることも予想され、その結果、検査事務に支障が生じるおそれがある。

また、検査員は、検査結果の詳細を公開することによる法人の社会的評価への影響を懸念し、検査書類の作成に際して率直な意見を表明することに消極的になることも予想され、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから、本件処分に際し条例第8条第2号に該当するとして非公開とした情報は、同条第4号にも該当するというべきものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

実施機関は、本件請求に係る公文書について、異議申立人に請求の内容を確認の上、

本件公文書と特定しており、文書の特定についての異議はなく、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開としている点について、本件処分の妥当性の検討を行うこととする。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報（「イ」から「ハ」）を除く。」と定めている。

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、当該非公開情報から除かれるべき情報として「イ法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」及び「ハ公務員の職務遂行に関するもの」を、ただし書の中に列記したものである。

(2) 本号該当性について

ア 実施機関が、本号に該当するとして非公開とした部分は、報告書の「立会人」の欄に記載された理事を除く個人の氏名及び結果通知書の「検査の立会人」の項に記載された理事を除く個人の氏名である。

当審査会が調査したところ、理事の氏名については、整備法による改正前の民法第46条第1項第8号に規定する登記すべき事項であり、条例第8条第1号ただし書イに該当するものであるため、以下、理事を除く個人の氏名について、本号該当性を検証する。

イ 当審査会がインカメラ審理により見分したところ、当該情報は、検査に立ち会った本件法人の職員の職氏名に関する情報であり、直接に、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

よって、本号本文に該当する。

ウ 次に、本号ただし書該当性を検証する。

まず、当該情報を何人にも公にする法令等の規定も慣行も存在しないため、本号ただし書イに該当しない。

そして、当該情報は、専ら個人を識別する情報であることから、人の生命等を

保護するため公にすることが必要であるとは認められないため、本号ただし書口にも該当しない。

最後に、当該情報により識別される個人は公務員等ではないことから、本号ただし書ハにも該当しない。

エ 以上のことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

ここにいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例として、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

(2) 本号該当性について

実施機関が、本号に該当するとして非公開とした部分は、報告書の「特記事項」欄及び検査表の「評価」欄に記載された情報である。

以下、それぞれの本号該当性について検討を行う。

ア 報告書の「特記事項」欄について

実施機関の説明によると、「特記事項」欄には、検査員が所管課長に特例民法法人の立入検査の実施報告をする際の特記事項を記載しており、当該情報は検査の過程において検査員が法人から収集したものであるとのことである。

当審査会がインカメラ審理により報告書を見分したところ、請求日時点で公にされていない本件法人の運営方針が記載されていることが認められた。

当該情報は、一般に内部管理の分野としてとらえられる情報であり、本件法人の意思にかかわらず公開することにより、本件法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められ、公にすることにより本件法人の「正当な利益」を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、当該情報は本号本文に該当する。

そして、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要とは認められず、本号ただし書に該当しない。

よって、報告書の「特記事項」欄の情報が、本号に該当するとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

イ 検査表の「評価」欄について

実施機関の説明によると、検査表の「評価」欄には主務官庁による検査事項・項目・細目ごとの評価を「A：改善の必要が無いもの」、「B：法人の運営をより適切なものにしていくためには改善を加えた方がよいもの」、「C：法令・定款に反するなど早急に改善をするべきもの」の3段階で記載するが、当該評価は、法人の指導監督のためのものであり、その内容は検査を受けた法人も知り得ない情報であるとのことである。

当審査会がインカメラ審理により検査表を見分したところ、法人の業務の運営状況、事業の内容及び実施状況、会計処理、収支及び資産の状況並びに予算及び決算の状況の各事項について、検査事項・項目・細目ごとに、それぞれ評価が記載されていることが認められた。

当該情報を公開することとなると、実施機関が本件法人を指導監督するための評価が一人歩きし、本件法人に対する誤解や憶測を招くおそれがあると認められる。その結果、「指導監督を行う行政機関の評価」として、本件法人の社会的評価、社会的信用に影響を与え、本件法人の「正当な利益」を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、当該情報は本号本文に該当する。

そして、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要とは認められず、本号ただし書に該当しない。

よって、検査表の「評価」欄の情報を本号に該当するとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

ウ なお、異議申立人は、本件法人には対等の条件での競争相手がいないという理由で、本号に該当しない旨を主張しているが、上記(1)のとおり、本号は法人の「競争上の地位」だけでなく、「権利」及び「その他正当な利益」を害するおそれがある情報についても該当することは明らかである。

4 条例第8条第4号該当性について

実施機関は、理由説明書において、報告書の「特記事項」欄及び検査表の「評価」欄に記載された情報は、条例第8条第4号にも該当するとしているが、当該情報は、上記3(2)ア及びイのとおり同条第2号に該当すると認められ、また、4号の理由は本件処分の通知には記載されていないので、4号該当性については、判断しないこととする。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件法人の運営及び本件法人に対する実施機関の指導監督について種々主張するが、当審査会は、条例上実施機関が行う公開決定等についての妥当性を判断するものであり、当該主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-----------------------------|
| 平成24年 5月14日 | 諮問 |
| 6月22日 | 実施機関からの理由説明書を受理 |
| 7月24日 | 異議申立人からの意見書を受理 |
| 8月23日 | 審議（第102回審査会） |
| 9月21日 | 異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第103回審査会） |
| 10月24日 | 実施機関からの口頭理由説明，審議（第104回審査会） |
| 11月16日 | 審議（第105回審査会） |

徳島県情報公開審査会委員名簿

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|-----------------|---------|
| 井関 佳穂理 | 公認会計士, 税理士 | |
| 上原 克之 | 徳島大学総合科学部准教授 | |
| 大道 晋 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 古本 奈奈代 | 徳島文理大学人間生活学部教授 | |
| 松尾 博 | 元徳島新聞社相談役・論説委員長 | 会長 |

(五十音順)

松尾博委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第8条第2項の規定により、会長職務代理者の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。